

江南市ホームページに掲載する有料広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江南市（以下「市」という。）のホームページに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第2条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）が、広告掲載を申し込むときは、「江南市ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1）」及び「広告案（データ）」を掲載開始希望日の属する月の前月の初日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第3条 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に「江南市ホームページ有料広告掲載決定通知書（様式第2）」又は「江南市ホームページ有料広告非掲載決定通知書（様式第3）」により通知するものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として3カ月以上12カ月以内とし、広告掲載枠に空きがある場合は再掲載を妨げない。

(掲載開始日)

第5条 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とし、月の初日または末日が江南市の休日を定める条例（平成元年 条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

(広告の掲載位置等)

第6条 広告を掲載する位置は、市が指定した位置とする。

(広告の規格)

第7条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは縦：40ピクセル、横：180ピクセルとする。
- (2) 形式はGIF、JPEG又はPNGとする。
- (3) 画像は静的とし、アニメーションロールオーバー等画像が変化するものは不可。
- (4) 容量は、5kb以下とする。
- (5) 画像に文字を表示する場合、文字色と背景色に4.5：1以上のコントラスト比をもたせる。ただし、以下の場合はその限りでない。
 - ア 画像中の文字が日本語で、22ポイント又は18ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3：1以上のコントラスト比があればよい）
 - イ 画像中の文字が英数字で、18ポイント又は14ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3：1以上のコントラスト比があればよい）
 - ウ 画像が、ロゴ又はブランド名の一部である場合
 - エ 画像が、装飾だけを目的としたイメージ画像で、伝えたい情報を含まない場合

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、次のとおりとする。

(1) 1枠当たり月額5,000円とする。

(2) 同一の広告を6カ月以上連続して掲載する場合の広告掲載料は、別表1に定める金額とする。

(広告の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告案(データ)に修正がある場合は、広告掲載を開始する10日前又は市が指定する期日までに、電磁的記録媒体その他、市の定める方法により市長へ提出するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容、デザイン及びリンク先については、市及び市のホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市と事前に協議しなければならない。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は次のとおり広告の内容等につき協議しなければならない。

(1) 広告主は、広告掲載の申し込み後及び広告掲載中に広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等を変更する場合には、市と事前に協議しなければならない。

(2) 市は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が、江南市有料広告掲載に関する要綱及び取扱基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納入期限)

第12条 広告掲載料の納入期限は、広告原稿の提出期限とする。

ただし、提出期限が土・日曜日、祝休日の場合は市長が指定する期日とする。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合、閉鎖時間に応じ、月額掲載料を超えない範囲で次のとおり掲載料を還付するものとし、掲載料の還付を受けようとする者は、「江南市ホームページ有料広告掲載料還付請求書(様式第4)」により市に請求するものとする。

閉鎖した時間	還付する額
1日当たり8時間以上	1日当たり200円

(所管)

第14条 この取扱基準を所管する課は、秘書人事課とする。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）

掲載期間	月 額
6カ月以上12カ月未満	4,500円
12カ月	4,000円

様式第 1 (基準第 2 条関係)

江南市ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 江南市長

申込者

(住所又は所在地)

〒

(氏名又は名称及び代表者氏名)

(電話番号等)

TEL.....

Email.....

FAX.....

法人番号.....

※申込者が法人の場合、記入してください

江南市ホームページに掲載する有料広告の取扱基準第 2 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当り、次の事項を誓約するとともに、江南市の市税等の納付状況を市が確認することに同意します。

業 種		
法人その他の団体の概要		
広告の内容 (広告デザイン案の添付)		
リンク先アドレス		
掲載申込期間	年 月 日～ 年 月 日 (計 月) ※掲載期間は、3 カ月単位で、3 カ月以上 12 カ月以内です。	
申込担当者連絡先 (名刺の添付でも可)	担当部署・氏名	
	電話番号	()
	Email	
掲 載 料	円 (円× カ月)	
誓 約 事 項	法令等に違反していません。 江南市から指名停止措置を受けていません。 市税等を滞納していません	

様式第2（基準第3条関係）

江南市ホームページ有料広告掲載決定通知書

江地第 号
年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで申込みのありました江南市ホームページ広告の掲載については、次のとおり掲載することとしましたので、江南市ホームページに掲載する有料広告の取扱基準第3条の規定により通知します。

広告の内容 (広告デザイン案の添付)	
掲載申込期間	年 月 日～ 年 月 日 (計 月)
掲 載 料	円 (円× カ月)
掲載料納入期限	年 月 日

納入場所

様式第3（基準第3条関係）

江南市ホームページ有料広告非掲載決定通知書

江地第 号
年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで申込みのありました江南市ホームページ有料広告の掲載については、次のとおり掲載しないこととしましたので、江南市ホームページに掲載する有料広告の取扱基準第3条の規定により通知します。

広告の掲載内容	
広告を掲載しないこととした理由	
その他	

様式第4（基準第13条関係）

江南市ホームページ有料広告掲載料還付請求書

年 月 日

（宛先）江南市長

申込者

（住所又は所在地）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

（電話番号等）

TEL

Email

FAX

江南市ホームページに掲載する有料広告の取扱基準第13の規定に基づき、広告の掲載料について、次のとおり還付を請求します。

請求金額	円
法人その他の団体の概要	
還付請求期間	年 月 日～ 年 月 日（計 月）
掲載申込期間	年 月 日～ 年 月 日（計 月）
還付金振込先	
	預金種類 口座番号
	口座名義人(か)

※ 口座名義人は、請求者本人としてください。